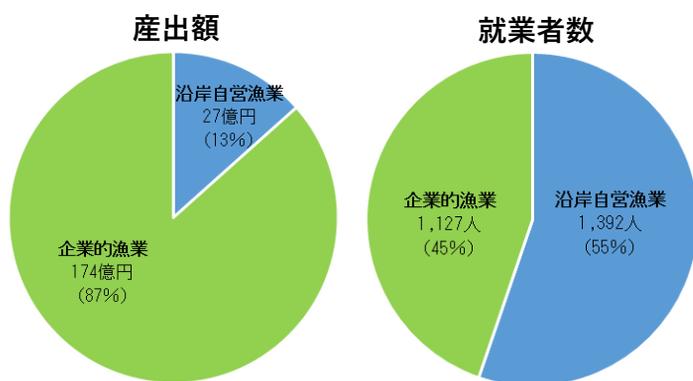


(1) 沿岸自営漁業の新規就業者確保

1. 取組の必要性（背景）

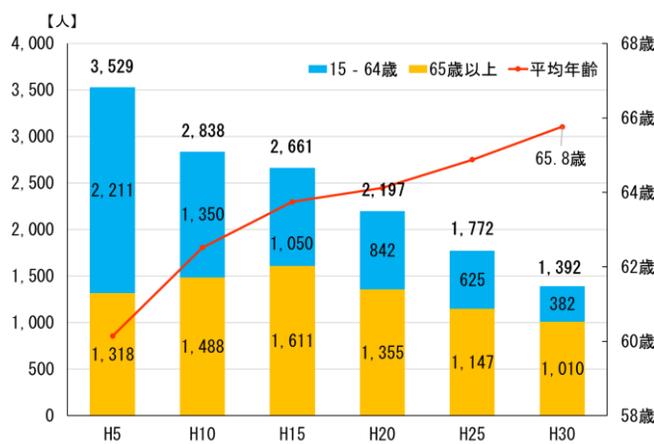
- 釣り・採介藻等を個人で行う沿岸自営漁業は、産出額では県漁業全体の13%に過ぎませんが、就業者数では55%を占め、沿岸の漁業集落を支える重要な漁業の一つとなっています。
- 就業者数がこの20年間で約2,800人から1,400人に半減する一方、漁獲量は約12,800トンから3,500トンと7割以上減少しており、一人あたりの漁獲量も年々減少しています。
- 沿岸自営漁業者の高齢化が著しい反面、ここ10年の新規就業者数は年平均5人程度にとどまっており、当面の間は就業者数が更に減少していくことは避けられませんが、資源面では地先資源が大きく減少しているとは考えておらず、集落における定住人口の確保に資する観点からも、新規就業者の確保にこれまで以上に力を入れることが求められています。

■沿岸自営漁業の占める割合（H30）



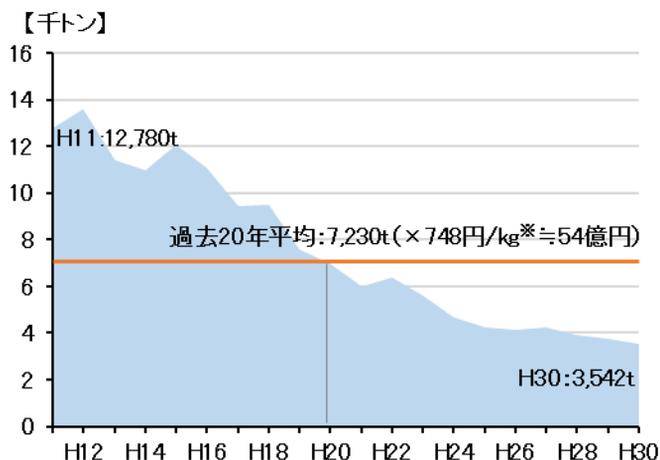
出典：水産課調べ

■沿岸自営漁業の就業者数の推移



出典：農林水産省「漁業センサス」

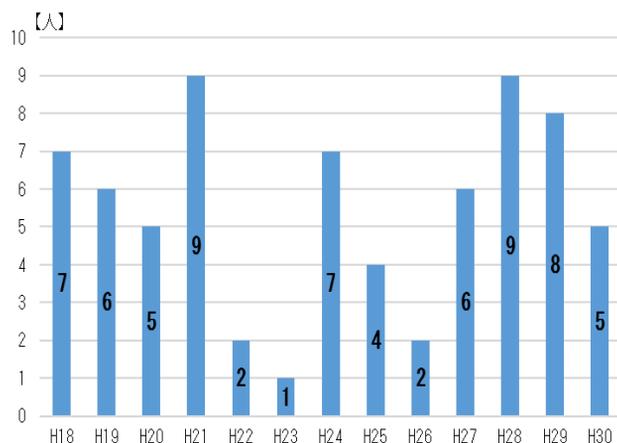
■沿岸自営漁業の漁獲量の推移



※直近(H30)の平均単価

出典：水産課調べ

■沿岸自営漁業の新規就業者数の推移



出典：水産課調べ

2. これまでの進め方の課題

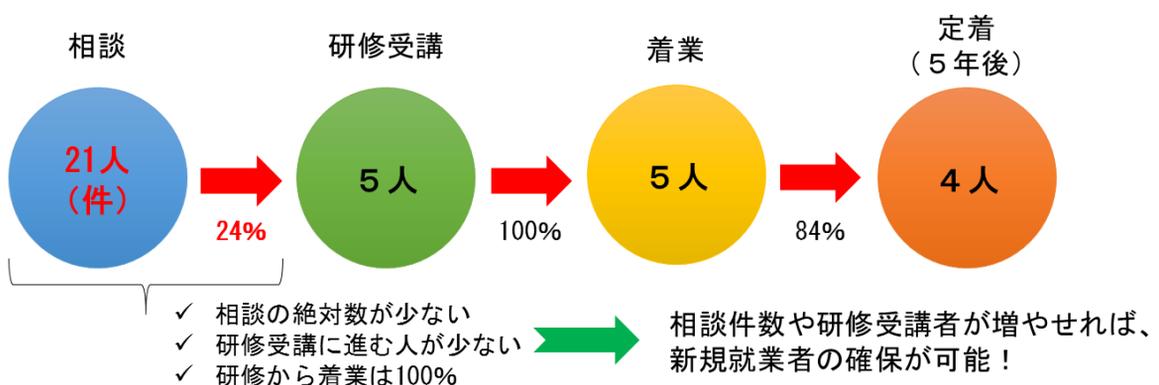
- 島根県の新規就業者数は年によってばらつきがありますが、平均すると年間5人程度にとどまり、近県と比べても少ない状況となっています。
- これまで新規就業者の確保が進まなかった主な要因としては、次のようなものが挙げられます。
 - ① 県では、県内漁業生産の大半を占める企業的漁業（沖合底びき網漁業等）の経営安定に人員、予算両面で注力し、沿岸自営漁業への支援が十分でなかった
 - ◇首都圏開催の就業者フェア等における就業希望者へのアプローチでは、支援制度の紹介などのPRが不足していたため、就業相談件数自体が少なかった
 - ◇国事業に先んじて平成15年に技術研修支援制度（2年間）を創設したものの、就業希望者が生活面で不安なく漁業に就業できるような内容となっていなかった
 - ② 沿岸自営漁業の就業者の確保は世帯内での後継者育成が基本との認識から、就業者確保対策を漁業者や地元任せとしてきたため、燃油価格の高止まりや魚価安などの経営環境の厳しさから子弟に後を継がせたくないとする漁業者が増えてきたことに対応できなかった
 - ③ 瀬戸内海における小型底びき網漁業のように、新規就業者にとって比較的開始しやすく安定した収入が見込める漁業が本県には少ないため、新規就業者に経営安定が可能な就業モデルを提示できなかった

■中四国県別新規自営漁業就業者数（H30）

島根県	鳥取県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県
5人	2人	8人	18人	13人	4人	9人	18人	7人

出典：島根県＝水産課調べ、島根県以外＝農林水産省「漁業センサス」

■新規就業者確保の流れと課題



※過去4年(H27～30)の実績を基に作成

3. 今後の進め方のポイント

(1) 県としての方針の明確化と体制強化

沿岸自営漁業の新規就業者を確保することを県水産政策の最重点事項とし、その着実な推進のため、以下の方針に基づき、取り組んでいきます。

① 人員、予算の集中投下

今まで他に振り向けていた人員と予算を新規就業者確保に集中して投入していきます。特に人員については、新規就業者の確保・育成以外の業務を抜本的に見直し、新規就業者の確保・育成に重点化していきます。

② 現場密着の支援体制づくり

地域単位で地方機関と試験研究機関（水産技術センター）が連携を密にし、新規就業者ごとにきめ細かく経営や技術に関する助言等を行える体制を構築していきます。

(2) 就業希望者への積極的なアプローチ

県が主導して新規就業者確保の目標を定めた上で、市町村等の関係機関と連携して就業希望者を積極的に呼び込んでいきます。

就業希望者の呼び込みにあたっては、県外からのUターン者の積極的な受入れに加えて、水産高校生や地元在住者（住居だけでなく、親類や知人がいることにより地域へ溶け込む生活面での苦勞が不要で漁業に専念することが可能）の就業を促進していきます。

① 相談窓口の新設等

現在漁協に設置している相談窓口が、企業的漁業の雇用者確保に偏重していることか、新たに、県（本庁）において沿岸自営漁業の就業希望者が簡単に必要な情報を入手できるワンストップ窓口を設置します。

また、地域の漁業を熟知し、地域の漁業者や漁協との橋渡しができる人材を就業アドバイザーとして配置し、ワンストップ窓口を司令塔として、就業希望者のより具体的な相談に対応できる体制を構築します。

② 情報発信

①の窓口を拠点に、従来から実施しているイベントだけでなくSNSなども活用し、拡充した県の支援制度などを随時発信していきます。

(3) 研修から自立、所得向上までを一貫支援

将来の沿岸漁業、漁村を牽引する新規就業者を『認定新規就業者』として認定し、研修から自立、その後の所得向上（経営安定化）までを県の事業などにより集中的に支援します。

① 研修の強化

○ 研修対象者の拡大

新卒者だけでなく、会社勤務等を経て沿岸漁業に就業する意欲のある者にも門戸を広げるため、令和2年度から自営漁業研修の支援対象年齢を引き上げます。（55歳→65歳）

また、地元在住者の就業を促進するため、定置漁業等の経営体に雇用されながら自営漁業の技術習得を行う「就業型研修」において、Uターン者だけでなく地元在住者を支援対象に加えます。

「相談・体験」

- 相談窓口による就業相談
- ふるさと島根定住財団事業による産業体験

「研修」

- 自営漁業を目指した漁業技術を習得（自営型）
- 経営体に雇用されながら自営漁業技術を習得（就業型）

「自立」

- 漁業開始（自立）に必要な漁船等の取得を支援
- 給付金の給付による漁業への定着を支援

「所得向上」

- 新ビジネスモデルづくりなどの意欲的な取組を支援

新規就業者への支援フロー

○ 指導内容の充実

従来の研修では、研修生が、同じ地域に住む漁業者や親類縁者から指導者（いわゆる「お師匠さん」）を確保するケースが多く、その指導者が研修生が習得したいと考える漁業技術の全てに精通していない例がままありました。

こうした課題を解決するため、地域ごと・特定の漁法ごとにその技術に精通し、後進指導に意欲的な漁業者をあらかじめリストアップし、県が研修生のニーズに合った指導者を斡旋する『指導者バンク』の仕組みを立ち上げ、必要な漁法の確実な習得を進めます。

② 自立支援の充実

○ 初期投資の軽減

漁業を始めるに当たっては漁船や漁具等の初期投資が必要になりますが、自己資金が十分でない新規就業者は、就業したい漁業に必要な規模の漁船や機器への投資が困難なことがあります。

そこで、令和2年度からは、市町村と連携した県事業により認定新規漁業者に対する漁船（中古）、漁具等の初期投資を支援し、早期かつ円滑な自立を促します。

（漁船等の導入支援：補助率2/3、補助上限200万円 ※県と市町村が1/3ずつ負担）

○ 給付金制度の創設

新規就業者が着実に水揚げを増やすためには、就業後も数年かけて新たな漁法の習得等に取り組む必要があり、その間の生活を下支えするような支援が重要です。

そこで、就業後最大1年間の貸付金（上限180万円）を貸与していた県の支援を見直し、令和2年度以降は、市町村と協調して就業から5年間給付金を交付し、様々な漁法の習得に安心して専念できる環境を整備することとしました。

（50歳未満…最大120万円×5年間、50歳以上65歳未満…最大60万円×2年間）

（4）生産増による所得向上の促進

新規就業者が安定した漁業経営を行い、他産業並みの所得を確保していくために、効率的な漁法の導入などにより、沿岸に広がる資源を最大限利用して、水揚げを増やすことが必要です。

○ 就業モデルの策定、提案

新規就業者が漁獲量を増やし、安定した所得を確保するため、県は具体的な就業モデルを地域ごとに策定し、新規就業者に提案していきます。

この就業モデルでは、漁獲量や所得の目標達成に向けた5年間のロードマップとともに、漁法の習得や漁船の取得に関する具体的な提案等も併せて行います。

提案する漁法によっては漁業許可を必要とする場合もありますが、県が主導して地元既存漁業との調整を進め、新規就業者に優先的に許可を行うなど、早期に漁業が開始できるような環境整備を進めます。



（1年間に行う漁業の一例）

4. 5年後の目指す姿

成果指標

沿岸自営漁業の新規就業者を年間15人以上確保



● 沿岸自営漁業の産出額29億円以上（2017年産出額：27億円）